

## 平成30年度公正取引委員会調達改善計画の年度末自己評価結果（概要）

令和元年6月27日  
公正取引委員会

### 1 重点的な取組【少額随意契約の更なる改善】

少額随意契約の更なる改善のため、平成28年度末から導入を開始したオープンカウンター方式による調達を拡大することとし、平成30年度においては、物品購入及び印刷製本に加え、新たに役務についてもオープンカウンター方式により調達し、30件実施した（平成29年度は15件）。

平成30年度のオープンカウンター方式による調達の1件当たりの競争参加者は平均約8者（印刷製本は平均約11者）で、平成29年度の平均約7者（印刷製本は平均約10者）と同レベルであり、また、30件中15件について、平成29年度までは受注のなかった業者が契約者となっており、競争性の向上が図られている。

オープンカウンター方式導入前の調達と発注内容が類似している印刷製本7件について、1冊当たりの単価を比較してみると、約5%～50%の減となっている。発注内容が同一ではないため単純には比較できないが、オープンカウンター方式導入が調達費用の削減に結びついていると考えられる。

### 2 共通的な取組

#### (1) 調達改善に向けた審査・管理の充実

##### ア 一者応札の改善

(ア) 平成30年度は47件の入札を実施（不落となった案件を含む。）したところ、前年度に同様の案件の入札を実施し、それが一者応札であった案件は1件であった。当該案件については、一者応札の改善のための取組を記載したチェックリストを作成し、これにより、調達内容・資格要件等について会計室において事前審査を行った。その効果として、当該案件について、チェックリストに基づき、入札公告期間や履行準備期間の確保、競争参加者の確保のための参加資格要件の設定、適正な仕様の設定、求められる業務を実施できると考えられる業者への入札参加の直接の呼びかけ等を行ったところ、一者応札が改善された。

(イ) 一者応札となった案件において入札説明書等を入手したものの応札しなかった業者からのヒアリング結果等を踏まえ、納入までの期間や入札公告期間の確保に努めるなどしたところ、平成30年度に実施した入札47件（不落となった案件を含む。）のうち39件（83.0%）が複数者応札であり、一者応札の比率は高くはなかった。また、前年度一者応札であった1件につ

いて一者応札が改善され、前年度から一者応札が継続している案件もなかった。

イ 適正な価格での調達

平成30年度においては、大量生産品を調達する入札案件はなかったが、少額随意契約については、インターネット等を利用して価格のチェックを行ったところ、特段の問題はなかった。

(2) 地方支分部局等における取組の推進

平成29年度に引き続き地方出先機関7か所のうち6か所において、事務用品、コピー用紙等の共同調達を実施するとともに、中部事務所においては、平成30年度から新たにガソリンの共同調達を開始したところ、ガソリンの市場価格が上昇している状況において、レギュラーガソリン1リットル当たりの購入価格（消費税込み）は、共同調達を開始する前の平成30年3月と比較して、同年4月は1.3%減、同年5月は1.6%減となった。

3 その他の取組（特に効果が認められたもの）

競争性のない随意契約であるデータベースシステムの再構築・改修業務について、改修事項を見直すとともに、作業内容・時間等を精査して価格交渉を実施することで、当初提示額から20.7%（約383万円）削減することができた。

以上



## その他の取組

具体的な取組内容	新規 継続 区分	特に効果があった と判断した取組	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
			定量的	定性的
1 随意契約の事前審査の実施等 ・ 競争性のない随意契約のうち一定金額以上のものについては、原則として、引き続き、随意契約審査委員会において、契約の適否等について事前の審査を実施 ・ 随意契約審査委員会の対象案件について、仕様書の見直しの検討、価格交渉の実施等により、適正な価格による調達を実施(チェックシートの活用) ・ 調達決裁等の段階で、会計室において、競争性のない随意契約によらざるを得ない理由の明示、その理由についての審査を実施	継続	○	データベースシステムの再構築・改修業務について、改修事項を見直すとともに、作業内容・時間等を精査して価格交渉を実施することで、当初提示額から20.7% (約383万円)削減することができた。	—
2 契約の事後検証の実施 ・ 少なくとも半期に1回、契約監視委員会において、調達の手続、契約の内容等について外部有識者による検証を実施 ・ 契約監視委員会における指摘事項に基づく調達の改善	継続	—	—	—
3 汎用的な物品・役務における共同調達等 ・ 費用削減効果が見込まれる品目について、法務省等との共同調達を引き続き実施	継続	—	—	—
4 国庫債務負担行為の活用 ・ 情報システム関係の調達について、全体費用の低下を図るため、国庫債務負担行為による複数年度契約を引き続き実施	継続	—	—	—
5 調達事務担当者に対する研修の実施 ・ 調達事務担当者の適正調達の意識向上を図るための研修を実施 ・ 職員の調達改善の意識向上のため、調達改善の基本的な考え方をイントラネットに掲示	継続	—	—	—

## 外部有識者からの意見聴取の実施状況

(対象期間:平成30年4月1日～平成31年3月31日)

外部有識者の氏名・役職【池谷修一(公認会計士)】 意見聴取日【平成30年11月1日, 令和元年6月3日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
<p>○ 公正取引委員会の調達における課題とその具体的改善策。</p> <p>○ 自己評価結果は妥当なものか、課題が的確に抽出されているか、今後の対応は十分かつ適切なものか。</p>	<p>○ 自己評価結果については問題はなく、引き続き調達改善に努められたい。</p> <p>○ 平成30年度から新たに役務をオープンカウンター方式による調達の対象とし、今後、対象とする業務を広げていくことを検討しているとのことだが、安かろう悪かろうでは本来の公務に影響があるため、慎重な検討の上、広げていくことが望まれる。</p> <p>○ 平成30年度上半期に実施した14件の入札のうち、一者応札は1件のみであり、これまでの取組の成果が出ていると評価できる。</p> <p>○ 特命随意契約案件であるデータベースシステムの再構築・改修業務について、事業者との価格交渉等により、契約額を引下げることができたことは評価できる。ただ、コスト削減のために現時点で不要な仕様をカットし過ぎると、本来想定していた機能が備わらない結果となることもあるため、コストだけでなく後先のことも考える必要がある。</p>	<p>○ オープンカウンター方式による調達の対象は、品質の確保が可能な業務等とするなどして、品質の確保に努める。</p> <p>○ 他省庁における改善例や行政改革推進本部事務局の取組、契約監視委員会での指摘等を踏まえつつ、引き続き、取組を実施する。</p> <p>○ 引き続き、随意契約審査委員会の対象案件について、仕様書の見直しの検討、価格交渉の実施等により、適正な価格による調達を実施する(チェックシートの活用)。また、目先のコスト削減だけでなく、実際に使用する際の利便性が確保できるかなどを含めて仕様書の見直しを行うようにする。</p>

外部有識者の氏名・役職【田邊國昭(東京大学大学院法学政治学研究科教授)】 意見聴取日【平成30年11月1日, 令和元年6月3日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
<p>○ 公正取引委員会の調達における課題とその具体的改善策。</p> <p>○ 自己評価結果は妥当なものか、課題が的確に抽出されているか、今後の対応は十分かつ適切なものか。</p>	<p>○ 自己評価結果について特段問題はないと思う。</p> <p>○ オープンカウンター方式による調達の実施により調達コストはかなり削減されているが、品質の確保も重要であるので、この点にも配慮して進めていく必要がある。特に、役務提供については、業務の品質の確保が重要である。</p> <p>○ 情報システム関連の調達における一者応札の改善を図るため、各府省においてあらゆる試みが行われてきているが、改善のための法則を見出すことはなかなか難しいと思う。</p> <p>○ 中部事務所における平成30年度からの東海財務局等とのガソリンの共同調達については、中部事務所の事務コストを増加させることなく調達単価の引下げを実現できており、調達改善の取組として評価できる。</p>	<p>○ オープンカウンター方式による調達の対象は、品質の確保が可能な業務等とするなどして、品質の確保に努める。</p> <p>○ 他省庁における改善例や行政改革推進本部事務局の取組、契約監視委員会での指摘等を踏まえつつ、引き続き、取組を実施する。</p> <p>○ 引き続き、費用対効果を考慮した上で、共同調達の拡大に努める。</p>

○ 特命随意契約案件であるデータベースシステムの再構築・改修業務について、事業者との価格交渉等により、契約額を引下げることができたことは評価できる。特命随意契約であっても、本件のように価格交渉の結果が伴うものについては、適正な予算執行と評価できると思う。

○ 引き続き、随意契約審査委員会の対象案件について、仕様書の見直しの検討、価格交渉の実施等により、適正な価格による調達を実施する(チェックシートの活用)。

外部有識者の氏名・役職【中村豪(東京経済大学経済学部教授)】 意見聴取日【平成30年10月30日, 令和元年6月3日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
<p>○ 公正取引委員会の調達における課題とその具体的改善策。</p> <p>○ 自己評価結果は妥当なものか、課題が的確に抽出されているか、今後の対応は十分かつ適切なものか。</p>	<p>○ 調達改善のためにできていると思う。</p> <p>○ 平成30年度から新たに役務をオープンカウンター方式による調達の対象としているが、役務の場合、業者が非定型な対応を迫られるケースもあり、そこで業者の質の違いが出てくると思うので、どういった業務を対象とするかを考える場合には、こうしたことにも留意する必要がある。</p> <p>○ 情報システム関連の調達における一者応札には、それなりの理由がある場合もあるので、一者応札の改善の有効な解決策は簡単に見つけられるものではないと思う。一者応札の改善策の検討に当たっては、それに伴うトータルコストがどうなるかも考える必要があると思う。</p> <p>○ 中部事務所における平成30年度からの東海財務局等とのガソリンの共同調達について、共同調達の実施により調達単価が引下げられたと記載しているが、それに加え、ガソリンの市場価格が上昇していたことも記載した方が取組の効果を明確にできると思う。</p> <p>○ 公正取引委員会の地方事務所等のように調達規模の小さな官署については、共同調達による調達コストの削減よりも、参加することによる業務負担が大きいということから、共同調達に参加しないこともあり得る。こうした官署も共同調達に参加しやすいように、共同調達に参加する官署の負担を踏まえた横断的なルールがあればよいと思う。</p> <p>○ 特命随意契約案件であるデータベースシステムの再構築・改修業務について、事業者との価格交渉等により、契約額を引下げることができたことは評価できる。特命随意契約案件については、事業者の言い値とならないようにするため、このような取組が重要である。</p>	<p>○ オープンカウンター方式による調達の対象は、品質の確保が可能な業務等とするなどして、品質の確保に努める。</p> <p>○ 他省庁における改善例や行政改革推進本部事務局の取組、契約監視委員会での指摘等を踏まえつつ、引き続き、取組を実施する。</p> <p>○ 取組の効果を明確にするため、ガソリンの市場価格が上昇している状況であったことを追記する。また、引き続き、費用対効果を考慮した上で、共同調達の拡大に努める。</p> <p>○ 引き続き、費用対効果を考慮した上で、共同調達の拡大に努める。</p> <p>○ 引き続き、随意契約審査委員会の対象案件について、仕様書の見直しの検討、価格交渉の実施等により、適正な価格による調達を実施する(チェックシートの活用)。</p>